

「河川堤防の刈草を無償提供します」

～ 最上川の刈草を地域で活用しませんか ～

山形河川国道事務所では、河川堤防の異常の早期発見や強度維持を目的に、年2回堤防除草を実施しています。

堤防除草で発生した刈草については、毎年家畜の飼料等に有効活用して頂き好評を得ておりますが、今年も下記のとおり地域の皆様への無償提供を開始しますのでお知らせします。

1. 提供期間及び提供河川

【提供期間】

- ① 1回目：平成29年6月中旬～ 7月下旬の間
- ② 2回目：平成29年9月上旬 ～ 10月中旬の間

【提供河川】

最上川、吉野川、置賜白川、須川、村山野川 他

2. 申し込み方法等（最寄りの出張所にご連絡下さい）

除草箇所と除草時期の詳細は、担当出張所にご確認願います。


刈草の搬出は、事前に申込用紙を出張所に提出していただき、内容を確認後、各自で行って頂きます。

【申し込み先】

- ①南陽出張所（東置賜地区）
〒999-2232 南陽市三間通1-4 TEL0238-43-2011
- ②長井出張所（西置賜地区）
〒993-0002 長井市屋城町4-39 TEL0238-88-2310
- ③寒河江出張所（村山地区）
〒991-0043 寒河江市大字島字島東2-39 TEL0237-86-3069

山形河川国道事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

《発表記者会：山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部》

問い合わせ先	
 国土交通省	国土交通省山形河川国道事務所 TEL 023-688-8942
	技術副所長 <small>みずこし たかし</small> 水越 崇（内線204）
	河川管理課長 <small>つちだ あきお</small> 土田 昭夫（内線331）

刈草提供申込書

申込月日	平成 年 月 日
住 所	
氏 名	
連 絡 先	()
提供希望量	梱包ロール _____ 個分 又は 軽トラック _____ 台分
利用目的	家畜の飼料 ・ 敷ワラ ・ 堆肥 ・ その他 ()
積込方法	人力 ・ 機械 ・ その他 ()
運搬方法	軽トラック ・ 2 tトラック ・ 自家用車 ・ その他 ()
その他	

引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。(国土交通省は一切の責任を負えません)

また、引き取った刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)ないように責任をもって管理し、上記申し込み事項及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省 東北地方整備局

山形河川国道事務所

出張所長 殿

氏 名 : _____ 印

【個人情報の保護】

上記申込書で得た個人情報は刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。(山形河川国道事務所)

〈刈草提供注意事項〉

1. 提供の方法

- ・刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。
また、提供する刈草の場所は調整の上、担当出張所より指定いたします。
なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬することとなります。

①寒河江出張所・・・・・・（担当区間：山形市、寒河江市、天童市、東根市、村山市
河北町、朝日町、山辺町、中山町、大江町）

〒991-0043 寒河江市大字島字島東 239

TEL 0237-86-3069

②長井出張所・・・・・・（担当区間：長井市、白鷹町）

〒993-0002 長井市屋城町 4-39

TEL 0238-88-2310

③南陽出張所・・・・・・（担当区間：米沢市、南陽市、高島町、川西町）

〒999-2232 南陽市三間通 14

TEL 0238-43-2011

2. 刈草について

- ・刈草は、1回目（6月～7月）、2回目（9月～10月）の年2回、梱包機によって梱包された状態で置いてあります。
- ・刈草には、芝、イタドリ、ヨシ等が混在しておりますので、ご了解ください。
（引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください）
- ・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては十分留意願います。
- ・堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もありますので、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。

3. 提供にあたっての注意点

- ・刈草は、地域のみなさまに広く活用して頂くことを目的としておりますので、お1人での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
- ・引き取った刈草は不法投棄や、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- ・時期や場所によっては、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予めご了承ください。

- ・堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行に支障にならないようお願いします。
- ・積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任をもって清掃してください。
- ・刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面への車両乗り入れをしないようご注意ください。万が一、堤防を損傷させた場合は、補修費を負担して頂くことがあります。
- ・積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。十分注意していただくようお願いします。
- ・万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。

刈草を有効活用していただき、 コスト縮減へ！！

堤防除草で発生した刈草を、有料処分する従来工法から酪農家等へ一般提供することによりコスト縮減につながります。

~~(有料処分施設への)
運搬費 + 処分費~~

コスト縮減

